

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第14回 上田市行財政改革推進委員会 (第3期)
2	日時	平成24年6月20日(水) 午後3時30分から午後5時30分まで
3	会場	上田市役所 南庁舎5階 第3、4会議室
4	出席者	増澤会長、宮本副会長、石巻委員、金山委員、斎藤重一郎委員、斉藤ゆり子委員、櫻井委員、佐藤委員、土屋委員、堀内美祐子委員、堀内理恵委員、依田委員
5	市出席者	山本総務部長、中村行政改革推進室長、西澤係長、宮沢主査、川俣主査 行政委員会等担当事務局職員 (農業委員会：樋沢農業委員会事務局長、市川係長)
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	0人
	記者	0人
8	会議概要作成年月日	平成24年6月28日

協議事項等

1 開会 (行政改革推進室長)

- (1) 斎藤重一郎新委員あいさつ
- (2) 部長あいさつ
- (3) 第12、13回会議概要の確認

2 会長あいさつ (増澤会長)

3 議事

(1) 行政委員会等の委員の報酬について

農業委員会ヒアリング

(担当事務局) 資料に沿って説明

(委員) 2点お聞きしたい。①近年は高齢化もあり遊休農地が増え、その受け手がない現状がある。農政部会で遊休農地の解消に向けて取り組むとあるが、どんな取組をしているのか。②ある会合の中で、農地転用が認められず土地を売れずに困っているという意見があった。生活も苦しいとのことだが、何とかならないだろうか。

(担当事務局) ①遊休農地については、条件の悪い所は受ける側も非常に嫌がる傾向があり、山手の未整備地区については特に厳しい状況である。まずは、農業振興地域となっている所、さらに公共投資により整備されている所を優先的に解消している。現在、JAの子会社であるJAファームで、学校給食用の玉ねぎなども作っている。

②農地転用については、農地法の転用許可基準を満たさないとできないので、その点をご理解いただきたい。また、農業振興地域だと農振除外の手続きが必要となる。農地で売る場合には税制の特例措置が適用になる場合がある。

(委員) 三部会の人数 (農地部会 18人、農政部会 15人、振興部会 14人) は、これまで変更ないのか。

(担当事務局) H18年の合併以降、変更されていない。

(委員) 農地部会は農政部会、振興部会に比べると、役割・業務が多いように感じるが、各部会で明確な役割などは決まっているのか。

(担当事務局) 資料にあるとおり、それぞれの役割と業務は決まっている。部会では活動の取り組みや方針等について審議を行う場であり、個々の取り組みは担当地区の委員がそれぞれ全般的に対応している。農地部会については、個人の権利に係る権限を持っている。

(委員) 各部会の部会長代理の報酬月額に差はないのか。農業委員会規則で各部会に2人置くよう定められているようだが、報酬も同じように定められているのか。

(事務局) 報酬については、農業委員会だけでなく、すべての行政委員の報酬について条例で定められている。

(委員) 部会は必ず三つなければいけないのか。例えば二つに統合するなどできないのか。

(担当事務局) 原則は三部会である。ただし、様々な事情により農地部会と農政部会の二部会にしているところもあるようである。また、町村などでは部会に分けず、総会として毎月、全員が集まるというところもある。

(委員) 資料にある「日常の農地相談」の件数は、どのように把握したものか。

(担当事務局) 委員の活動記録については、毎月開催の地区審議会で活動報告を集計することにより把握している。

(委員) 旧丸子町では委員が20人で、報酬額は現在より低かったと思う。合併後は年額にすると50万円ほどに上がったわけだが、この金額の根拠はなにか。仕事量などからして丸子地域の委員としては報酬が高いような感じがする。

(事務局) 報酬額については農業委員に限らず、合併協議で基本的に旧上田市に合わせる形で調整された。

(委員) 真田地域では、少ない委員で非常に広い範囲をカバーしている。複雑多岐なトラブルや相談事が多いので、報酬額の高い低いについては合併前とは比較にならないという認識で審議することが必要だと思う。

(担当事務局) 合併後は、丸子地域の選挙委員の定数は20人から8人に減っている。(真田、武石も減少)一人の委員が対応するエリアは広くなり以前より大変になっている。また、H21年度の農地法改正によって利用状況調査等、業務も増えている現状もある。

(委員) 三部会というのは適当かどうか。農地部会は毎月開催だが、農政部会と振興部会は平均すると2か月に一回くらいの開催である。出勤日数も変わってくるので、部会の統合も農業委員会で考えても良いのではないか。

また、農業委員の役割は農地を守り有効活用していくことである。資料では遊休荒廃農地の解消面積が記載されている。これにより、耕作面積が増えたのか、新規農業者が増えたのかなど、農業委員の役割が十分に発揮され、農地の有効活用が進み活性化していることが見えると審議しやすい。この点は農業委員会としてどう見ているのか。

(担当事務局) 遊休荒廃農地の解消については農業委員会だけでは十分な対応はできないので、広く行政等とも連携していきたい。去年は10ha程解消された。

(委員) 農政部会では、毎年市長に農業施策に関する建議をしているが、これの達成率はどのくらいか。

(担当事務局) ほぼ、満足した回答を得ている。

(委員) 農業委員の年齢はどのくらいか。

(担当事務局) 平均すると70歳程度。

(2) 審議のスケジュールと進行について

(事務局) 資料に沿って説明

(会長) 事務局から説明いただいた資料等を基に検討いただき、次回から審議をしていきたい。

(事務局) 今後、審議を進める中で必要と思われる資料の要望があればお知らせください。

4 その他

次回委員会 平成24年7月12日(木) 丸子地域を予定

・事務局作成資料により審議

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。